

北海道アウトドア活動振興条例 の点検・検証について（案）

令和元年 月
北海道経済部観光局

目 次

一	条例の点検・検証の基本的考え方	1
二	条例の点検・検証	1
1	条例制定時における状況	1
2	北海道アウトドア活動振興条例の概要	2
3	これまでの点検・検証結果	2
4	条例制定と振興推進計画および制度の策定経過	3
5	アウトドア活動を取り巻く現状	4
6	条例に基づく施策の実施状況	7
7	整理（案）	1 4

一 条例の点検・検証の基本的考え方

北海道アウトドア活動振興条例（平成13年10月19日 条例第55号）は、附則で平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要な措置を講ずる旨規定されており、令和元年はこの実施年度となっている。

このため、本条例の点検・検証は、「条例の見直しに係る基本方針について（平成20年7月1日 総務部長決定）」に基づき、現在においても条例により対応をしなければならないのかの「必要性」、現時点においても条例の規定が効率的に機能し、十分な成果を挙げているかの「効果」、道政の長期的な基本計画に適合したものとなっているかの「基本方針との適合性」や「適法性」などの視点に加え、条例に基づく施策の実施状況や関係団体の意見などを総合的に勘案し、見直しの必要性について検討を行うこととした。

二 条例の点検・検証

1 条例制定時（平成13年）における状況

（1）社会的背景

- ・ 地方分権や少子・高齢化、人口減少など大きな社会情勢の流れ
- ・ 地域の特性を生かした地域づくりや高齢者等に配慮した社会基盤整備の必要性
- ・ 資源浪費型社会から環境重視型社会への変遷
- ・ 経済優先から生活の質の豊かさへの関心の変化
- ・ 「個」を重視した社会の到来に伴う価値観やニーズの多様化

（2）北海道のアウトドア活動を取り巻く状況

- ・ 北海道は、豊かな自然に恵まれた本格的なアウトドア活動に適した地域であり、多くの人々が登山、カヌー、ホーストレッキングなどを体験
- ・ アウトドア活動は、心に豊かさや潤いをもたらすとともに、個性豊かな人材を育み、魅力あふれる地域づくりや北海道らしいライフスタイル形成に寄与
- ・ 一方で、利用者、関連ビジネスの急激な拡大に伴い、引率者の経験や知識不足による事故の発生や、過剰利用による環境負荷の増大、サービスの質の低下などの課題が発生

（3）条例制定の必要性

- ・ アウトドア活動は、その態様によっては、自然環境や地域住民の生活、産業活動などへ悪影響を及ぼす側面を有するほか、常に危険が伴うことから、自然環境を適切に保全し、地域の住民の生活などとの調和を図るとともに、安全に配慮することが求められる。
- ・ アウトドア活動を振興していくためには、課題に対応し、安全で楽しくアウトドア活動を行うことができる環境を整え、より多くの人々に自然とのふれあいを楽しんでもらうことが必要。
- ・ このような考え方に立って、アウトドアの振興に関し、道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明確にし、北海道全体として取組を総合的かつ計画的に推進していくための理念や基本的施策について規定する条例を制定。

（4）条例の目指す姿

アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさや潤いを実感できる社会の実現に寄与する。

2 北海道アウトドア活動振興条例の概要

第1章 総則（第1条―第6条）

○目的（第1条）

アウトドア活動の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさや潤いを実感できる社会の実現に寄与する。

○定義（第2条）

「アウトドア活動」、「アウトドアガイド」、「アウトドア事業者」

○基本理念（第3条）

「人と自然との共生」、「地域に根ざした個性豊かな人材の育成及び確保」、
「北海道らしいライフスタイルの形成並びに関連する産業活動の活発化」

道の責務（第4条）	道民等の役割（第5条）	ガイド及び事業者の役割（第6条）
◇アウトドア活動の振興に関する総合的かつ計画的な施策の策定及び実施 ◇国及び市町村との緊密な連携	◇道民は、基本理念に対する理解を深め、アウトドア活動を通じて自然環境を保全する心を育てること及びアウトドア活動が生活に根ざした、北海道らしいライフスタイルを形成することの意義を認識 ◇アウトドア活動を行う者は、自ら安全に配慮し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮	◇アウトドア活動を行う者にサービスを提供する場合には、安全に配慮した質の高いサービスを提供し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮 ◇アウトドア活動を行う者に対する安全の確保、自然環境の保全等のために必要な指導

第2章 アウトドア活動の振興に関する基本的施策（第7条―第14条）

○道の振興推進計画の策定（第7条）

- ・策定又は変更時に道民の意見を反映するための必要な措置

○道民の理解の促進（第8条）

- ・アウトドア活動に対する道民の理解の促進に資するため、情報の提供その他の必要な措置

○アウトドアガイドの育成（第9条）

- ・優れたアウトドアガイドを育成するため、ガイドの知識及び技術を客観的に評価すること等により、その資質向上の意欲が高められ、その社会的評価の向上が促進されるような制度の構築その他の必要な措置

○アウトドア事業者の育成（第10条）

- ・良質なアウトドア事業者を育成するため、アウトドア事業者が提供するサービスの内容を明らかにすること等により、その資質向上の意欲が高められるような制度の構築その他の必要な措置

○アウトドア活動を行う者等に対する普及啓発等（第11条）

- ・アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者が自然環境を保全し、及びその地域の住民生活、産業活動等に配慮してアウトドア活動等を行うよう、これらのものに対するマナー等の普及啓発その他の必要な措置

○環境の整備（第12条）

- ・より多くの人アウトドア活動を安全に、楽しく行うことができる環境を整備するために必要な措置

○推進体制の整備（第13条）

- ・道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者、行政機関等が互いに連携してアウトドア活動の振興に取り組むために必要な推進体制の整備

○財政上の措置（第14条）

- ・アウトドア活動の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置

○附則 見直し規定

- ・知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 これまでの点検・検証結果

- ◆平成21年 点検・検証結果 : 現行どおり維持 ※ただし、附則に5年ごとの見直し規定を追加
- ◆平成26年 点検・検証結果 : 現行どおり維持

4 条例制定と振興推進計画および制度の策定経過

条例に基づき「北海道アウトドア活動振興推進計画」を定めるとともに、「北海道アウトドア資格制度」を運営し、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に展開している。

○北海道アウトドア活動振興推進計画

条例第7条第1項に基づき策定する、北海道のアウトドア活動の振興を図るための道の中期的な施策の方向を示す計画

○北海道アウトドア資格制度

条例及び関連する各種計画の趣旨にのっとり、質の高いサービスを提供するアウトドアガイドやアウトドア事業者の育成を図るため、北海道独自の基準として、一定レベル以上の知識・技術・経験を有する山岳、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディング（ホーストレッキング）の5分野のアウトドアガイドの認定などを行う北海道が運営する制度

【条例および振興推進計画、制度の沿革】

	北海道アウトドア活動振興条例	北海道アウトドア活動振興推進計画	北海道アウトドア資格制度
平成13年10月	条例の公布・施行		
平成14年4月			資格制度の創設・運用開始 ・ガイド資格認定(5分野) ・人材育成機関登録
平成14年6月		推進計画(第1期)策定	
平成15年4月			・事業者登録運用開始【新設】
平成20年3月		推進計画(第2期)策定	
平成20年度～平成21年度	条例の点検実施(→現行どおり)		
平成23年7月			新たな資格制度の運用開始 ・ガイド資格認定(5分野) ・アウトドア検定【新設】 ・アウトドア講習【新設】 ・優良事業者認定【新設】 ・人材育成機関認定【新設】 ・アドバイザーボード設置【新設】
平成25年5月		推進計画(第3期)策定	
平成26年度	条例の点検実施(→現行どおり)		
平成27年4月			資格制度の一部改正運用開始 ・更新時講習制度【新設】 ・マスターガイド制度【新設】 ・優良事業者制度【改正】
平成30年3月		推進計画(第4期)策定	
令和元年度	条例の点検実施		

5 アウトドア活動を取り巻く現状

(1) 概況

かつての百名山ブームから続くシニア層や山ガールブームによる若年層のアウトドア活動への関心の高まりから、現在はライトユーザー層が、休日に家族や仲間とバーベキューを楽しんだり、アウトドアブランドを日常的に使用したりするなど、活動者層が多様化しながら、多くの人々が本道でのアウトドアを楽しんでいる。

平成30年には北海道自転車条例が制定され、サイクリングが国内はもとより、海外からの観光客にも本道の魅力を伝えるコンテンツとなってきている。

また欧米富裕層で広がりを見せており、世界的に大きな市場を有するアドベンチャートラベル（AT）は、本道におけるこれまでのアウトドア活動の蓄積をベースとして展開できる旅行形態として、近年、大きな期待を集めており、道内で様々なAT推進の取り組みが行われている。

<参考① 観光客が旅行中に体験型観光を行った割合>

	項目	H14	H19	H23	H28	H30
道内	旅行中に体験型観光を行った道内観光客の割合	—	3.5%	6.5%	9.2%	4.1%
	うちアウトドア体験を行った道内観光客の割合	—	(2.2%)	(3.8%)	(7.9%)	(3.6%)
道外	旅行中に体験型観光を行った道外観光客の割合	4.5%	2.7%	6.4%	7.6%	6.3%
	うちアウトドア体験を行った道外観光客の割合	(2.8%)	(2.0%)	(4.4%)	(6.6%)	(5.4%)
海外	旅行中に体験型観光を行った外国人観光客の割合	—	9.1%	9.8%	9.7%	16.8%
	うちアウトドア体験を行った海外観光客の割合	—	(6.4%)	(3.2%)	(5.8%)	(13.9%)

資料出所：北海道経済部観光局「観光客動態・満足度調査」（H14～H28）

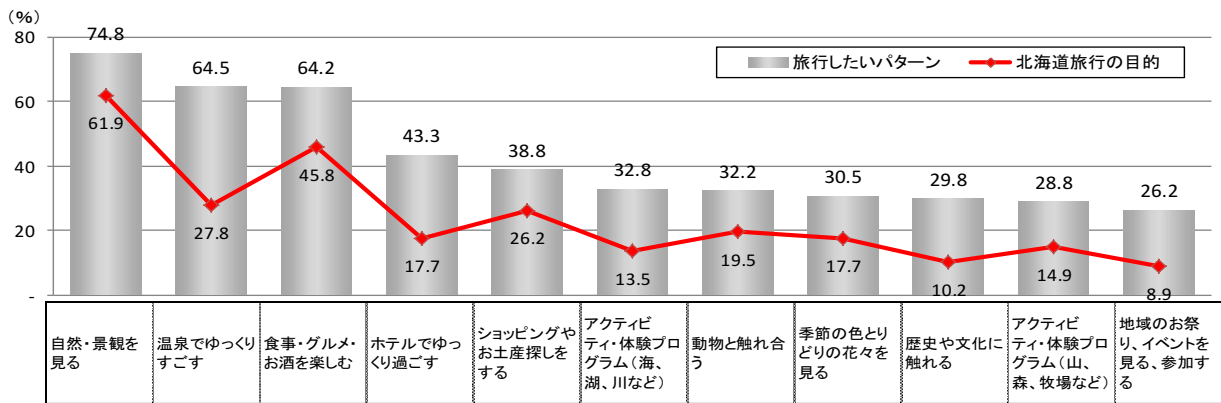
（公社）北海道観光振興機構「北海道来訪者満足度調査」（H30）

- * H19までは旅行目的を問う設問、H23からは旅行中の行動内容を問う設問
- * H28から調査項目が追加
 - ・キャンプ・ハイキング ・サイクリング ・ホエールウォッチング／バードウォッチング
- * 体験型観光を目的として旅行する道内観光客の割合：
 - H23まで：「乗馬・ラフティングなどのアウトドア体験」、「工芸・農産品加工などの体験」、「農作業・漁業などの体験」の計
 - H28から：上記に加え、「キャンプ・ハイキング」、「サイクリング」、「ホエールウォッチング／バードウォッチング」数の計
- * うちアウトドア体験を目的として旅行する観光客の割合：
 - H23まで：「乗馬・ラフティングなどのアウトドア体験」数
 - H28から：「乗馬・ラフティングなどのアウトドア体験」に加え、「キャンプ・ハイキング」、「サイクリング」、「ホエールウォッチング／バードウォッチング」の計

<参考② 好きな旅行タイプと北海道旅行の目的>

ファミリー層を対象とした調査によると、旅行したいパターンは、「自然・景観を見る」「温泉でゆっくり過ごす」「食事グルメ」が上位。そのほか、「アクティビティ・体験プログラム」も人気がある。

しかし北海道旅行における目的においては、「自然・景観を見る」などはほぼ合致するものの、「アクティビティ」は大きな開きがあり、今後のPRなどにより、誘客できる可能性がある。



資料出所：(公社)北海道観光振興機構「北海道への観光決定に関するWeb調査」(H30)

また、この調査によるとトレッキングや乗馬など山系体験プログラムを北海道観光の目的にする人は14.9%だが、年収1,000万円以上の観光客に限れば25.0%に増加しており、他の体験プログラムも同様の傾向が見られることから、富裕層観光客はアウトドアガイドを利用する傾向が高いことが示唆されている。

(2) アウトドア活動における事故、環境との調和

アウトドア活動に関する事故等は依然発生しているが、要因として活動者の体力や技術不足のほか、装備の不備などが指摘されるケースもみられることから、道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者などのリスクマネジメント力を向上させることが引き続き重要である。

また、自然環境の不適切な利用により生態系への悪影響を与える側面を有することから、アウトドア活動の基盤となる自然環境の適切な保全に努めるほか、引き続き地域の住民生活、産業活動との調和を図っていくことが必要である。

<参考① 最近のアウトドア活動に関する事故等で知識や認識不足等が指摘された事例>

- ◇登山道入口から軽装備(登山用とは別の一般的な革靴)で入山し、足先の冷えからその後低体温症で動けなくなり、救助を要請(H28.1)
- ◇スキー場の管理区域外をスノーボードで滑走中、雪崩に巻き込まれて1名が死亡(H29.2)
- ◇日没後、登山者が照明器具等を携行していなかったこと等により、暗闇で行動不能となり救助を要請(H30.3件発生)
- ◇登山道で登山者が熊に襲われ、負傷者が発生したため、北海道、北海道森林管理局、北海道警察、中札内村による同山の登山自粛を要請(R1.8)

<参考② 北海道の山岳遭難者数及び年代別内訳>

年	遭難者数	年代別							
		10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
平成26年	59	1	11	9	10	8	11	9	0
平成27年	151	31	22	14	28	16	25	13	2
平成28年	136	13	10	24	22	20	31	14	2
平成29年	156	7	29	22	18	24	37	17	2
平成30年	153	8	20	23	35	33	21	9	4
合計	655	60	92	92	113	101	125	62	10

資料出所：北海道警察「過去5年間の山岳遭難発生状況」

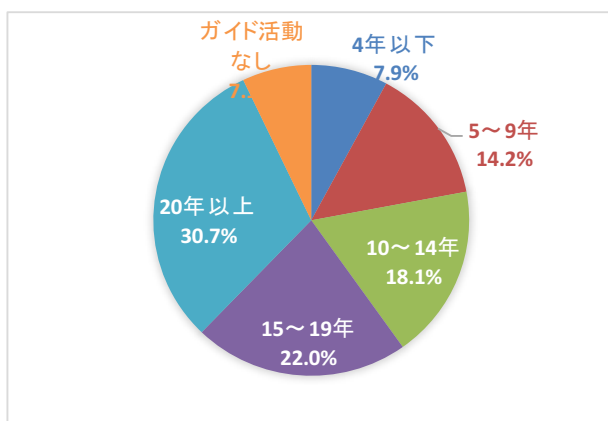
(3) アウトドアガイド

道内のアウトドア事業者の概況は、平成31年度に実施した調査によると、ガイド歴は「10年以上」が約71%、「20年以上」が約31%となっており、経験、スキルが高いガイドが多く存在している。一方年齢層は40代以上が約86%となっており、特に50代60代が半数以上となっているため、ガイドの高齢化が進んでいるとともに、今後の担い手不足が懸念される。

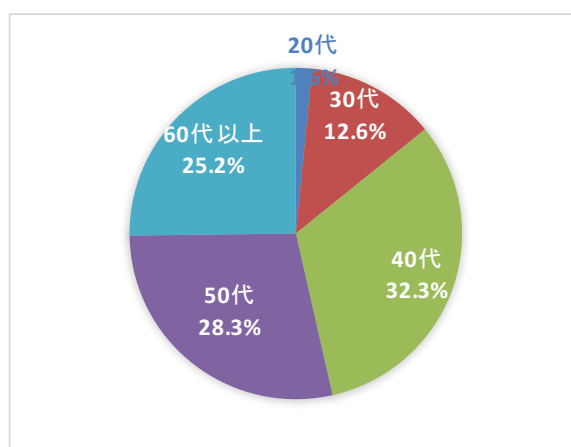
また、専業ガイドが約40%、兼業ガイドが55%となっており、ガイドとしての年収は季節営業が約32%でガイド業の年収が年間200万円未満が約52%と半数以上を占めるなど、職業としてのガイドの経済的基盤が脆弱なため、資格制度の運営や事業の通年化などによる優れたアウトドアガイドと良質なアウトドア事業者の育成に向けた支援が必要である。

<参考① アウトドアガイドの現状>

【アウトドアガイド歴】



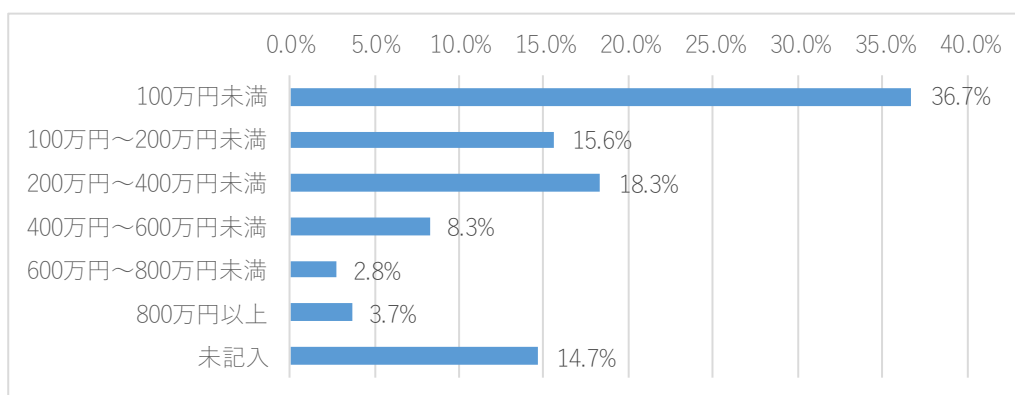
【アウトドアガイド年齢】



営業形態 区分	回答数	割合
専業	43	39.4%
兼業	60	55.0%
その他	6	5.5%

営業時期 区分	回答数	割合
通年営業	74	67.9%
季節営業	35	32.1%

【昨年度のガイド業の収入】



資料出所: 北海道上川総合振興局「北海道アウトドアガイドアンケート調査結果」(H31)

6 条例に基づく施策の実施状況

(1) 条例で定める基本的施策について

【条例で定めるアウトドア活動の振興に関する基本的施策】

第7条 アウトドア活動の振興の推進に関する基本的事項について定めた計画の策定

第8条 道民の理解の促進に資するための情報の提供

第9条 優れたアウトドアガイドを育成するための制度の構築

第10条 良質なアウトドア事業者を育成するための制度の構築

第11条 アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者に対するマナー等の普及啓発

第12条 アウトドア活動を安全に楽しく行うことができる環境の整備

第13条 道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者、行政機関等が互いに連携してアウトドア活動の振興に取り組むために必要な推進体制の整備

条例に基づき実施

〈北海道アウトドア活動振興推進計画〉

○振興施策の基本方向及び展開方向

- 1 アウトドア活動に対する理解の促進
 - ①アウトドア活動に関する情報の提供
 - ②学習の機会の提供
- 2 アウトドア資格制度によるガイド及び事業者の育成等
 - ①アウトドアガイドの育成
 - ②アウトドア事業者の育成
 - ③アウトドア活動指導者の育成
 - ④「北海道アウトドア資格制度」認定ガイドの活用
- 3 自然とふれあう場の保全
 - ①マナー・ルール等の普及啓発
 - ②生物多様性の保全
 - ③産業活動等との調和
- 4 自然とふれあう場の確保、機会の提供
 - ①自然とふれあう場の確保
 - ②自然とふれあうための条件整備及び機会の提供
- 5 体験型観光の推進
 - ①地域の特色を生かした魅力ある商品づくり
 - ②受入体制の整備
 - ③体験型観光の宣伝・誘致

〈北海道アウトドア資格制度〉

(H23.7運用開始)

○制度の内容

- 1 個人認定制度
 - ・北海道アウトドア講習制度
 - ・北海道アウトドア検定制度
 - ・北海道アウトドアガイド制度
 - ・北海道マスターガイド制度
- 2 事業者認定制度
 - ・北海道アウトドア優良事業者制度
 - ・北海道アウトドア資格制度人材育成機関制度
- 3 その他
 - ・北海道アウトドア資格制度推進会議の設置
 - ・北海道アウトドア資格制度業務センターの認定

(2) 北海道アウトドア活動振興推進計画（第4期 H30～H32）の実施状況

基本的施策	振興推進計画		資格制度
	展開方向	平成30年度実施状況等	
第7条 振興推進計画 の策定	○北海道アウトドア活動振興推進計画の策定		
第8条 道民の理解の 促進	アウトドア 活動に対する理 解の促進	<p>○アウトドア活動に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆アウトドア資格制度の運営及び情報提供 ◆アウトドア活動の促進に向けたイベント実施 ◆アウトドアガイドを活用した体験型旅行商品の造成促進 ◆メディア招へい等によるアウトドア活動に係る記事掲載 <p>○学習の機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆アウトドア資格制度の運営【再掲】 ◆アウトドア活動の促進に向けたイベントの開催【再掲】 ◆道民カレッジとの連携 ◆体験活動等を通じた、青少年の心身の健全な育成を推進 	○アウトドア講習制度
第9条 アウトドア ガイドの育成	アウトドア資格 制度によるガイ ド及び事業者の 育成等	<p>○アウトドアガイドの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆アウトドア資格制度の運営及び情報提供【再掲】 ◆アウトドア活動の促進に向けたイベント実施【再掲】 ◆アウトドアガイドを活用した体験型旅行商品の造成促進【再掲】 ◆メディア招へい等によるアウトドア活動に係る記事掲載【再掲】 ◆アウトドアガイドへのリスク対応に関する普及啓発 <p>○「北海道アウトドア資格制度」認定ガイドの活用（新）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆体験型観光情報誌にアウトドアガイドの紹介を掲載 ◆HPにおいてアウトドアガイドの情報を掲載 ◆教育旅行ガイドブックにアウトドアガイドの紹介を掲載 ◆教育旅行説明会にアウトドアガイドを講師として依頼 ◆教育旅行のアドバイザーとして、学校にアウトドアガイドを派遣 	<p>○アウトドア検定制度</p> <p>○アウトドアガイド制度</p> <p>○人材育成機関制度</p> <p>○更新時講習制度</p> <p>○マスターガイド制度</p>

基本的施策	振興推進計画		資格制度
	展開方向	実施状況等（主なもの）	
第10条 アウトドア事業者の育成	アウトドア資格制度によるガイド及び事業者の育成等	<ul style="list-style-type: none"> ○アウトドア事業者の育成 <ul style="list-style-type: none"> ◆アウトドア資格制度の運営及び情報提供【再掲】 ◆アウトドア活動の促進に向けたイベント実施【再掲】 ◆アウトドアガイドを活用した体験型旅行商品の造成促進【再掲】 ◆メディア招へい等によるアウトドア活動に係る記事掲載【再掲】 ◆アウトドアガイドへのリスク対応に関する普及啓発【再掲】 ◆融資の促進や創業への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○優良事業者制度 ○人材育成機関制度
第11条 アウトドア活動者等への普及啓発	アウトドア資格制度によるガイド及び事業者の育成等 自然と触れあう場の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○アウトドア活動指導者の育成 <ul style="list-style-type: none"> ◆青少年自然体験活動指導者の養成 ◆ボランティア・レンジャーの育成 ◆環境教育指導者の養成 ○マナー・ルール等の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ◆アウトドア資格制度の運営及び情報提供【再掲】 ◆アウトドアガイドへのリスク対応に関する普及啓発【再掲】 ◆遊漁者に対するルールとマナーの啓発対策等実施 ◆自然保護監視員の配置、標識の整備 ○生物多様性の保全 <ul style="list-style-type: none"> ◆自然公園の風致景観の維持 ◆自然保護監視員の配置、標識の整備【再掲】 ◆道が管理する国定・道立公園の保護 ◆鳥獣保護区の指定や標識の整備 ◆監視パトロール実施による高山植物保護 ◆外来種による生態系に影響を及ぼしている種の根絶等 ◆知床世界自然遺産の保全 ◆森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させるための整備 ○産業活動等との調和 <ul style="list-style-type: none"> ◆遊漁者に対するルールとマナーの啓発対策等や、海面の円滑な利用を図るための協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○アウトドア講習制度 ○アウトドア検定制度 ○人材育成機関制度 ○更新時講習制度 ○マスターガイド制度

基本的施策	振興推進計画		資格制度
	展開方向	実施状況等（主なもの）	
第12条 環境の整備	自然とふれあう場の確保、機会の提供	<p>○自然とふれあう場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆森林づくり、森林散策路等の維持・補修や木育の情報発信 ◆道立の森の維持管理 ◆自然とふれあえる広域レクリエーション施設の維持管理 ◆国立・国定・道立自然公園の施設整備や補修改良 ◆道立自然公園野幌森林公園内施設の維持管理、巡視実施 <p>○自然とふれあうための条件整備及び機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆森林づくり、森林散策路等の維持・補修や木育の情報発信【再掲】 ◆道立の森の維持管理【再掲】 ◆木育を普及する専門家育成、連携等による木育の取組を実施 ◆知床世界自然遺産の保全【再掲】 ◆農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進 ◆「農村ツーリズム」の推進 ◆教育旅行学習素材プログラムの道外へのPRやプロモーションの実施 ◆自然とふれあえる広域レクリエーション施設の維持管理【再掲】 ◆道民カレッジとの連携【再掲】 ◆体験活動等を通じた、青少年の心身の健全な育成を推進【再掲】 ◆農業、農村の役割や多面的機能についての理解を促進 	<p>○アウトドア講習制度</p> <p>○アウトドア検定制度</p> <p>○アウトドアガイド制度</p> <p>○優良事業者制度</p>
第13条 推進体制の整備	体験型観光の推進	<p>○地域の特徴を生かした魅力ある商品づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆アウトドア活動の促進に向けたイベント実施【再掲】 ◆アウトドアガイドを活用した体験型旅行商品の造成促進【再掲】 ◆メディア招へい等によるアウトドア活動に係る記事掲載【再掲】 ◆地域の特徴を生かした観光資源の掘り起こし・磨き上げによる観光地づくりの取組支援 ◆魅力ある観光地づくりを推進する、広域的な取組を支援 ◆閑散期における観光素材の磨き上げ及び道内外におけるPR強化 	<p>○資格制度推進委員会の設置</p> <p>○資格制度業務センターの認定</p>

基本的施策	振興推進計画		資格制度
	展開方向	実施状況等（主なもの）	
		<ul style="list-style-type: none"> ◆教育旅行モデルコースへの招へい及び検証【再掲】 ○受入体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◆アウトドア活動の促進に向けたイベント実施【再掲】 ◆アウトドアガイドを活用した体験型旅行商品の造成促進【再掲】 ◆メディア招へいによるアウトドア活動に係る記事掲載【再掲】 ◆地域の特性を生かした観光資源の掘り起こし・磨き上げによる観光地づくりの取組支援【再掲】 ◆魅力ある観光地づくりを推進する、広域的な取組を支援【再掲】 ◆教育旅行モデルコースへの招へい及び検証【再掲】 ○体験型観光の宣伝・誘致 <ul style="list-style-type: none"> ◆アウトドア活動の促進に向けたイベント実施【再掲】 ◆アウトドアガイドを活用した体験型旅行商品の造成促進【再掲】 ◆メディア招へいによるアウトドア活動に係る記事掲載【再掲】 ◆教育旅行モデルコースへの招へい及び検証【再掲】 ◆閑散期における観光素材の磨き上げ及び道内外におけるPR強化【再掲】 ◆首都圏マスコミ・メディア等を活用した、国内道外観光客の誘客促進 ◆北海道新幹線や地方空港などの活用による誘客促進 	

(3) 北海道アウトドア資格制度の実施状況

ア 実施経過

条例に基づき、安全で質の高いサービスを提供するアウトドアガイド及びアウトドア事業者の育成を図るため、平成14年度に「北海道アウトドア資格制度」を創設した。

その後、年数の経過とともに、制度疲労とも言えるような課題を抱えていたことから、資格制度をより魅力あるものにするため、民間有識者を委員とする検討会や道内各地の関係者からの意見を踏まえながら、アウトドア活動の裾野を広げるなどの新たな取組を盛り込み、持続可能な制度として再構築を行い平成23年7月より運用を開始した。

また、推進委員会での議論を経て、認定ガイドの技術や能力の向上の支援を目的とし、新たにガイド資格を更新する際には、事前の更新時講習の受講を必須とするよう、更新時講習の制度を新たに開始したほか、北海道マスターガイド制度、優良事業者制度等の要領等を改正し、平成27年4月より新たに運用を開始した。

イ 資格制度の内容

資格制度は、個人の認定制度、事業者の認定制度に大別される。

【個人認定制度】

制 度 名	対 象	内 容
北海道アウトドア講習制度	アウトドア活動者	アウトドア活動における必要最低限の知識に関する講習の受講修了者を認定
北海道アウトドア検定制度	・認定5分野以外のガイド ・5分野のガイドを目指す者 ・アウトドア活動者	アウトドア活動における基礎的知識に関する検定試験合格者を認定
北海道アウトドアガイド制度	山岳（夏山、冬山）、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディングの5分野のガイド	分野毎の専門知識、実技試験の合格者を認定
北海道マスターガイド制度	認定5分野のガイドのうち経験、技能、知識等に優れた者	公募審査により要件を満たす者を認定・登録【平成27年度運用開始】

【事業者認定制度】

制 度 名	内 容
北海道アウトドア優良事業者制度	一定の安全基準を満たすサービスを提供する事業者を認定・登録
北海道アウトドア資格制度人材育成機関制度	道が定めた標準カリキュラムに沿った教育プログラムを実施する事業者等を認定・登録

【その他】

名 称	内 容
北海道アウトドア資格制度推進会議	持続可能な資格制度となるよう不断の見直しを行うための委員会を設置
北海道アウトドア資格制度業務センター	資格制度に関わる各種試験等の企画・実施の業務を行う団体を認定

ウ 資格制度における新規認定者数および事業者登録数

【新規認定者数（延べ数）】

	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	合計
アウトドア講習修了認定										39	215	418	55	91	68	66	57	1009
アウトドア検定合格認定										7	18	33	29	16	11	7	8	129
アウトドアガイド資格認定	189	166	77	90	39	37	36	10	31	13	25	18	44	33	38	32	33	911

【事業者登録数】

	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
優良事業者登録数	—	—	13	18	16	16	13	11	7	4	0	0	0	5	16	21	24
人材育成機関登録数	4	12	12	15	18	14	13	10	10	8	8	3	2	3	3	3	3

7 整理（案）

「条例見直しに係る基本方針」（平成20年7月1日総務部長通知）に掲げる各項目に沿って、次のとおり、点検・検証した。

(1) 「必要性」について

条例が対応しようとしていた課題は、現在においても条例により対応しなければならない課題であるか、また、道が対応すべき課題であるか。

	観 点	点検・検証結果
①	条例が対応しようとしていた課題は、現在もあるか。	<p>条例制定により対応しようとした課題は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事故発生の防止 ●環境負荷の軽減 ●ガイドサービスの質向上 <p>現在も、アウトドア活動は、その様態によっては危険が伴うほか、自然環境や地域の住民生活、産業活動などへ悪影響を与える側面を有しており、良質なガイドサービスは不可欠な存在となっている。</p>
②	課題は、条例により対応しなければならないものであるか。	人命に関わる事故の発生や、将来の世代に引き継ぐべき貴重な財産である自然環境への悪影響などといった課題に対応するためには、引き続き条例の形式で規範を制定していく必要がある。
③	課題は、道が対応すべきものであるか。	課題の解決には、安全の確保や自然環境の保全等に対する配慮を必要とすることから、道として、道民、アウトドアガイド・事業者、行政機関と連携を図りながら、施策を総合的かつ計画的に展開していく必要がある。
④	条例による規制や付与利益の程度が、現在の社会情勢の下で必要以上のものとなっていないか。	道民やガイド及び事業者の役割についての定めは、現状において必要以上の負担を強いるものではない。
⑤	条例は、類似法令の制定等により、不要となっていないか。	類似する法令等はない。
⑥	条例制定の根拠となる法令の規定が、改正又は廃止をされていないか。	道独自の条例であり根拠法令はない。
⑦	条例に基づく事業等に係る政策評価における今後の方向性を反映する必要はないか。	反映する必要性はない。
⑧	行財政改革や規制緩和の観点から、条例について廃止することはできないか。	アウトドア活動における安全への配慮など本条例の趣旨から廃止すべきではない。
⑨	市町村でも担うことができる事務を定めている場合、地域主権の実現の観点から、条例について廃止することはできないか。	市町村の事務を定めていない。

(2) 「効果」について

条例の目的を達成するために、現時点においても、条例の規定が効率的に機能し、十分な効果を挙げているか。

	観 点	点検・検証結果
①	現行の規定は、活用されているか。	条例に基づく振興推進計画による施策の展開、資格制度の運営により、アウトドアガイドや事業者の育成、活動者への普及啓発など、様々な取組が展開されている。
②	課題は、現行の規定で十分に解決できているか。	認定アウトドアガイドが同行したツアーにおいて重大な事故等が発生していないなど、人材・事業者の育成や普及啓発が、事業効果を発揮している。 道民、アウトドアガイド、事業者、行政さまざまな機関の取組の推進により、アウトドア活動の環境整備が着実に図られている。
③	条例に基づく事業等に係る政策評価において、事業等の効果が認められているか。	一次評価結果：概ね順調に展開 （「誘客活動の推進」全体として） 二次評価結果：付加意見なし 【平成30年度基本評価調書より】

(3) 「基本方針との適合性」、「適法性」、「規定の適正化」について

	観 点	点検・検証結果
	基本方針との適合性	本条例の内容は、道の長期総合計画における基本方向と適合したものとなっており、本条例に基づく「北海道アウトドア活動振興推進計画」は、施策別計画に位置付けられている
	適法性	現行法令と抵触する条項なし
規定の適正化	①社会情勢の変化等に伴い適切でなくなった表現（古い表現等）はないか。	なし
	②規定の運用に当たり、解釈に疑義（規制対象が不明確等）が生じることはないか。	なし
	③引用法令の改廃や事業の廃止等に伴う改正漏れ（条項ずれや廃止事務に係る手数料の廃止漏れ等）はないか。	なし
その他	法令の規定の改廃等を国に求める必要性など	なし

(4) 点検・検証結果のまとめ

以上、各見直しの視点に沿って点検・検証を行った結果、現行条例の目的や基本理念、基本的施策等に関する各規定は概ね妥当であり、本条例を現行どおり維持することが適当である。